

平成 22 年度 継続事務事業評価シート

事業類型 I ソフト事業

2次評価対象

	コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	402	子育て支援対策事業費	会計	01	一般会計
			款	03	民生費
			項	04	児童福祉費
基本 施策	10	少子化に歯止めをかける	目	01	児童福祉総務費
			細目	218	子育て支援対策事業
			細々目	01	子育て支援対策事業
行革大綱の重点事項番号					
担当部課	コード	130700	担当者 氏名	澤田洋子	連絡先 22 - 9658 (内線) 2630
名 称					

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	子育てに関わる市民			※対象件数
成果(どうする)	伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会を設置し、構成員の連携体制を構築。同協議会により、個々のケース検討会や虐待防止等の啓発活動、関係者への研修・講演会を行い、情報共有や意識の向上を図り、子育てに関する機運を高める。			
根拠法令・要綱等	児童福祉法・児童虐待防止法・次世代育成支援法・少子化社会対策基本法・伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱			
開始年度 平成 年度	関連事業			
終了年度 平成 年度				
H21 事業内容	伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会(前子ども虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議)による ・代表者会議2回 ・実務者会議3回 ・個別ケース検討会16回 ・講演会1回 ・研修会1回 ・啓発活動(市広報掲載・CATV放送・リーフレット等の配布)			
社会情勢の変化等	要保護児童対策地域協議会は平成16年に法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課され、児童虐待の防止を図る上で重要な役割を担うものである。近年の社会情勢や経済的不安により家庭環境も複雑化深刻化しており、より関係機関の連携が必要になってきている。			

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)				
運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)				
1 建設用地				
2 建設面積(延床面積)				
3 規模・構造				
4 総事業費	千円			
1 運営主体 委託先				
2 配置人員	人			
3 年間運営費	千円			
4 市内の類似施設				

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会会議開催回数	回		目標 2	目標 2	2	2
			実績 2	実績 2		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
研修会・講演会参加人数	児童虐待防止や家庭への支援について正しい認識を持つ者を増やす	人		目標 150	目標 150	150	150
				実績 95	実績 102		

投入コスト		H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	直接事業費計(A)	327	167	384	334
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金			75	
	地方債				
	その他の				
	一般財源	327	167	309	334
	事業投入人件費(B)	0.1 人	720 0.1 人	720 0.2 人	1,080 0.2 人
	フルコスト(A)+(B)	1,047	887	1,464	1,414

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【○をつけた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】	○	法律による義務付けはないが、要保護児童対策地域協議会は平成16年に法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課され、児童虐待の防止を図る上で重要な役割を担うものとされている。
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 サービス水準や対象を見直す余地がある。	○	
当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】 達成予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 受益者負担を求めることができる事業である。 全体コストにおける負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況		
改善策	地域全体で子育て支援を推進していく意識を高められるよう、関係機関の連携を強め、研修会や啓発活動等により意識の向上を図る。	
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課されたため、本市においても昨年度「子ども虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」から「伊賀市要保護児童及びDV対策協議会」に組織を改め、虐待防止、子育て支援へ今まで以上に取り組んだ。	
今後の方向性(Action)		
担当課長氏名	澤田洋子	
【方向性】	現状維持	
【理由】	複雑化する社会情勢の中、親のストレスや経済状況の不安定など様々な問題が山積し、子どもの虐待も年々増えてきている。これらの問題を少しでも解決できるよう、関係機関の連携を一層強化し、防止に向けた取組みと適切な対応、支援に努める必要がある。	
現時点における課題、その他	発生予防と早期発見を住民に周知すると共に、相談業務の強化や関係機関の連携を強化し、すぐに対応できる体制を整えておく必要がある。	
課題、その他に対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	相談者に対する個人情報を保護し、相談しやすい環境を整えるため、今後駅前再開発ビル4階において、相談室を利用し実施する。	